

労政時報

本誌特別調査

社内イベント、社内コミュニケーションに関するアンケート

(労務行政研究所)

実務解説

人事部が押さえるべき社内コミュニケーションのポイント

実務解説

令和7年度施行労働関係・社会保険改正のチェックポイント

(上・労働関係編)

実務解説

2026年卒採用の傾向と対策

労働判例

立ち小便是職場の風紀を乱し重要な取引に悪影響を及ぼす可能性がある行為だとしても、それだけで普通解雇事由があるとは直ちには認められない (LNU東京事件 東京地裁 令6.10.4判決)

相談室 Q&A

- 採用面接で機微な情報についてどこまで質問できるか
- 採用時における身元保証人代行サービスの利用を禁止してもよいか
- 休日出勤日の翌月に振替休日を取得する場合でも、当月の割増賃金の支払いは必要か
- いったん取得した年次有給休暇を無給の介護休暇に振り替えることはできるか
- 人手不足を理由に、雇入れ時に合意していない業務内容を社員に指示することは問題か
- 就業時間中に事業所外のコンビニへ行くことを禁止し、賃金控除や懲戒処分をすることは可能か
- 「自爆営業」などの無理な営業活動を防止するために、人事部門としてどのような対策を講じるべきか
- 顧客に個人のスマートフォンの連絡先を教えたことで、夜間や休日でも応答せざるを得なくなった社員への対応



8

ニュース 労政ニュース

令和7年度の雇用保険料率を公表／「育児・介護休業法の令和6年改正内容の解説（β版）」を公開／
令和7年度の協会けんぽの保険料率は3月分（4月納付分）から改定 等

【お知らせ】「ここに注目 労働法令のポイント」：本号はお休みさせていただきます。

10

労働判例 労働判例SELECT

立ち小便は職場の風紀を乱し重要な取引に悪影響を及ぼす可能性がある行為だとしても、
それだけで普通解雇事由があるとは直ちには認められない（LNJ東京事件 東京地裁 令 6.10. 4判決）

12

労働判例一覧（令和6年10月分）

14

特集1 本誌特別調査

社内イベント、社内コミュニケーション に関するアンケート（労務行政研究所）

社内イベントの種類、頻度、費用負担、社内コミュニケーションにおける課題等

- I. 社内イベント……17
 1. 実施した内容と成果があった社内イベント……17
 2. 社内イベントの実施要領……26
 3. コロナ禍の収束に伴う社内イベントの取り扱い……31
- II. 社内コミュニケーション……32
 1. 社内コミュニケーション活性化施策の実施状況……32
 2. 対面コミュニケーションに対する考え方……39
 3. 社内コミュニケーションの課題と今後の方針……41

45

特集2 実務解説

人事部が押さえるべき社内コミュニケーションのポイント

社内コミュニケーションの対象、課題、目的を正確に把握し、
目的達成のための「スキル」と「スタンス」習得を図る

太期健三郎 ワークデザイン研究所 代表

58

特集3 実務解説

令和7年度施行 労働関係・社会保険改正のチェックポイント（上・労働関係編）

法令別に押さえておくべき施行内容を総点検

深田俊彦 特定社会保険労務士 社会保険労務士法人大野事務所

74

特集4 実務解説

2026年卒採用の傾向と対策

就職活動のさらなる早期化・長期化が進む中、
学生ニーズの把握と丁寧かつ迅速な対応が求められる

平野恵子 株式会社文化放送キャリアパートナーズ 就職情報研究所 所長

DATA BOX

88

完全失業率と有効求人倍率(2024年平均・総務省統計局、厚生労働省)

90

相談室Q&A

- 採用面接で機微な情報についてどこまで質問できるか……90
- 採用時における身元保証人代行サービスの利用を禁止してもよいか……92
- 休日出勤日の翌月に振替休日を取得する場合でも、当月の割増賃金の支払いは必要か……94
- いったん取得した年次有給休暇を無給の介護休暇に振り替えることはできるか……96
- 人手不足を理由に、雇入れ時に合意していない業務内容を社員に指示することは問題か……98
- 就業時間中に事業所外のコンビニへ行くことを禁止し、賃金控除や懲戒処分をすることは可能か……100
- 「自爆営業」などの無理な営業活動を防止するために、人事部門としてどのような対策を講じるべきか……102
- 顧客に個人のスマートフォンの連絡先を教えたことで、
夜間や休日でも応答せざるを得なくなった社員への対応……104